

大蔵委員會議録第十八号

昭和三十三年三月二十六日(火曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君
理事 有馬 英治君 理事 黒金 泰美君
理事 小山 長規君 理事 高見 三郎君
理事 藤枝 泉介君 理事 平岡 忠次郎君
理事 横越 重吉君

る法律案(内閣提出第一一三三号)
(予)
同月二十五日
臨時通貨法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一六号)
たばこ専売法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一八号)(予)
の審査を本委員会に付託された。

同(塩山市議会議長岩波克聰)(第六
二三号)
宮城県信用保証協会に対する資金融
資に関する陳情書(宮城県知事大沼
康外一名)(第五八四号)
日本輸出入銀行法改正に関する陳情
書(東京都千代田区丸の内二の一経
済団体連合会長石坂泰三)(第六〇五
号)
災害復旧事業費国庫補助金交付に関
する陳情書(静岡市追手町二五七静
岡県町村議会議長伊藤利司)(第
六一号)

本日開議に付した案件
土地改良法の一部を改正する法律案
及び特定土地改良工事特別会計法案
について農林水産委員会との連合審
査会開会に関する件
国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一二号)(予)
国有財産特別措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一一三三号)
(予)

中小企業の資産再評価の特例に関す
る法律案(内閣提出第七六号)
関税法の一部を改正する法律案(内
閣提出第九八号)(予)
補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出
第一一号)
中小企業信用保証特別会計法の一部
を改正する法律案(内閣提出第五五
号)
漁船再保険特別会計における給与保
険の再保険事業について生じた損失
をうめるための一般会計からの繰入
金に関する法律案(内閣提出第九九
号)

奥村 十郎君 加藤 高藏君
吉川 久衛君 杉浦 武雄君
内藤 友明君 夏堀源三郎君
坊 秀男君 前田房之助君
山本 勝市君 有馬 輝武君
井上 良二君 石村 英雄君
春日 一幸君 神田 大作君
久保田鶴松君 田万 廣文君
竹谷源太郎君 横山 利秋君
出席政府委員

給与所得税軽減に関する陳情書(静
岡市追手町二五七静岡岡町村会長長
野守恵茂)(第五六一号)
証券投資信託の税制に関する陳情書
(東京都中央区日本橋兜町一の六日
本証券協会連合会長小池厚之助外一
名)(第五七八号)
揮発油税率引上げに関する陳情書
(福島市栄町二六福島県自動車協会
長坪井万三外十六名)(第五七九
号)

納税貯蓄組合法の一部改正に関する
陳情書(東京都千代田区神田三崎町
二九東京納税貯蓄組合総連合会長岡
田四郎)(第六一八号)
在外資産の補償に関する陳情書外七
件(長野県下高井郡木島平村議会議
長小林東平外十六名)(第六二四
号)
伊丹空港国際化促進に関する陳情書
(大阪市西区土佐堀通一丁目大同ビ
ル社団法人大阪工業会長吉野孝二)
(第六三六号)

臨時通貨法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一六号)
たばこ専売法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一八号)(予)
とん税法案(内閣提出第一一五号)
特別とん税法案(内閣提出第一一六
号)
印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一九号)
トランプ類税法案(内閣提出第四五
号)

○山本委員長 これより会議を開きま
す。
去る二十二日予備審査のため参議院
より本院に送付せられ、当委員会に予
備付託となりました内閣提出にかかわ
る国有財産法の一部を改正する法律案
及び国有財産特別措置法の一部を改正
する法律案、並びに昨二十五日付託さ
れました臨時通貨法の一部を改正する
法律案及び同日予備付託となりました
法律案の四法律案を一括議題として審査
に入ります。

大蔵事務次官 足立 篤郎君
(主計局長次長) 宮川新一郎君
大蔵事務官(主 中尾 博之君
計局長次長) 計局長次長
委員外の出席者 専門員 椎木 文也君

とん税廃止に関する陳情書(東京都
議会議長中西敏二)(第五八〇号)
機械油和紙の物品税課税反対に関す
る陳情書(名古屋市中区大幸町三の
八東海和紙工業会代表保井時夫外二
百八名)(第五八一号)
百円硬貨鋳造反対に関する陳情書
(福島県議会議長岡本正一郎)(第五
八二号)

税制改正に関する陳情書(東京都商
工会議所会頭藤山愛一郎)(第六七一
号)
中小商工業者に対する課税軽減等に関
する陳情書(松山市二番町愛媛県
商工会議所連合会頭白方太三郎)(第
六七二号)
どぶろく密造防止対策に関する陳情
書(津若松市大和町七新城猪之吉)
(第六七三三号)

関税定率法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五六号)
関税法の一部を改正する法律案(内
閣提出第九八号)(予)
補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出
第一一号)
中小企業信用保証特別会計法の一部
を改正する法律案(内閣提出第五五
号)

まず政府側より順次提案理由の説明
を聴取いたします。足立大蔵政務次
官。
国有財産法の一部を改正する法律
案
国有財産法の一部を改正する法
律案(昭和二十三年法律第

三月二十六日
委員横路節雄君辭任につき、その補
欠として稻村隆一君が議長の名前で
委員に選任された。

生糸課税反対に関する陳情書外一件
(福島県議会議長岡本正一郎外一名)
(第五八三三号)

同(徳島県議会議長岡本正一郎)(第
六七〇号)

関税定率法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五六号)

国有財産法の一部を改正する法律
案
国有財産法の一部を改正する法
律案(昭和二十三年法律第

三月二十二日

国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一二号)(予)
国有財産特別措置法の一部を改正す

第一類第五号

大蔵委員會議録第十八号

昭和三十三年三月二十六日

七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 台帳、報告書及び計算書」を「第三章の二 立入及び境界確定 第四章 台帳、報告書及び計算書」に改める。

第二章中第九条の次に次の五条を加える。

(国有財産審議会)

第九条の二 大蔵省に国有財産中央審議会(以下「中央審議会」という)を、財務局ごとに国有財産地方審議会(以下「地方審議会」という)を置く。

第九条の三 中央審議会は、大蔵大臣の諮問に応じ、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議する。

2 地方審議会は、財務局長の諮問に応じ、国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を財務局長に建議する。

3 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九条の四 中央審議会及び地方審議会は、それぞれ委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央審議会又は地方審議会に臨時委員を置くことができる。

3 中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから、それぞれ大蔵大臣又は財務局長が任命する。

4 中央審議会及び地方審議会にそれぞれ会長を置き、委員の互選によつて定める。ただし、関係行政機関又は地方公共団体の職員は、会長となることができない。

5 学識経験のある者のうちから任命された中央審議会又は地方審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、再任されることができる。

7 中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第九条の五 第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議するため、地方審議会に境界査定部会を置く。

2 境界査定部会は、学識経験のある者のうちから任命された地方審議会の委員五人以内で組織する。

3 地方審議会は、境界査定部会の決議をもつてその議決とすることができる。

第九条の六 前二条に定めるもののほか、中央審議会及び地方審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条の二 各省各庁の長は、その所管に属する普通財産について、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理及び処分に関する計画を定め、前年度末までに、これを大蔵大臣に通知しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の計画を著しく変更する必要があると認めるときは、そのつど、その変更に係る計画を大蔵大臣に通知しなければならない。

第十四条に次の一号を加える。

七 行政財産を国以外の者に使用させ、又は収益させようとするとき。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 立入及び境界確定

(他人の土地への立入)

第三十一条の二 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知の内容を公告して、これに代えることができる。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に

に告げなければならない。

4 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 各省各庁の長は、第一項の規定による立入により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前項の規定により補償を受けることのできる者がその金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から三月以内に訴をもつて補償金額の増加を請求することができる。

(境界確定の協議)

第三十一条の三 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

2 前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会つて境界の確定につき協定しなければならない。

3 第一項の協議がととのつた場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。

4 第一項の協議がととのわない場合には、境界を確定するためにい

かなる行政上の処分も行われてはならない。

(境界の決定)

第三十一条の四 各省各庁の長は、前条第一項の規定により協議を求めた隣接地の所有地の所有者が立ち会わなため協議することができないときは、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会を求め、境界を定めるための調査を行うものとする。ただし、当該隣接地の所有者が正当な理由により立ち会うことができない場合には、その旨をあらかじめ当該各省各庁の長に通知したときは、この限りでない。

2 各省各庁の長は、前項の調査に基いてその調査に係る境界を定めることができる。

3 各省各庁の長は、前項の規定により境界を定めようとするときは、当該境界の存する地域を管轄する財務局に置かれた地方審議会に諮問し、その意見に基いて、これを定めなければならない。

4 地方審議会は、前項の諮問に係る事実を調査審議する際、当該隣接地に係る隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

5 各省各庁の長は、第二項の規定により境界を定めた場合には、当該境界及びこれを定めた経過を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。この場合において、当該通知及び公告には、次条第一項

の期間内に同項の規定による通告がないときは、境界の確定に關し、当該隣接地の所有者の同意があつたものとみなされる旨を附記しなければならない。

第三十一条の五 隣接地の所有者その他の権利者は、前条の規定により各省各庁の長が定めた境界に異謬がある場合には、同条第五項の公告のあつた日から起算して六十日以内に、理由を附して、当該各省各庁の長に對し、その定めた境界に同意しない旨を通告することができる。

2 前項の期間内に前条第五項の通知を受けた隣接地の所有者から前項の規定による通告がなかつた場合には、当該期間満了の時に、境界の確定に關し、その者の同意があつたものとみなす。ただし、同項の期間内に当該隣接地その他の権利者から同項の規定による通知があつたときは、この限りでない。

3 前項の規定により同意があつたものとみなされる場合には、各省各庁の長は、すみやかに、境界が確定した旨を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。

4 第三十一条の三第四項の規定は、第一項の期間内に同項の通告があつた場合について準用する。

第三十四条第二項中「各省各庁の国有財産増減及び現在額報告書」を「国有財産の増減及び現在額に關する説明書」に改める。

第三十七条第二項中「各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書」を「国有財産の無償貸付状況に關する説明書」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国有財産法第十一條の二第一項の規定による普通財産の管理及び処分に關する計画の通知の期限は、昭和三十一年度分に限る。同項の規定にかかわらず、昭和三十一年五月三十一日とする。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四號）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表中資産再評價審議會の項の次に次のように加える。

大蔵大臣の諮問に應じて、国有財産の管理及び処分に關する基本方針その他国有財産の管理に關する重要事項を調査審議し、並びにこれに關し必要と認める事項を大蔵大臣に建議すること。

第二十一条の次に次の一條を加える。

（附屬機關）

第二十一条の二 国有財産地方審議會は、財務局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、財務局長の諮問に應じて国有財産の管理及び処分につき調査審議し、並びにこれに關し必要と認める事項を財務局長に建議するほか、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三號）第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議することとする。

4 国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六號）の一部を次のように改正する。

目次中第二章 境界の確定（第三條第一條）を第二章 附則に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 附則

第三條から第六條まで 附則

5 この法律の施行前に前項の規定による改正前の国有林野法第三條から第六條までの規定に基いてした手続その他の行為は、この法律による改正後の国有財産法第三十一条の三から第三十一条の五までの相当規定に基いてした手続その他の行為とみなす。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百九十九號）の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の一條を加える。

（居住用施設の譲与等）

第六條の二 地方公共団体が、普通財産のうち左に掲げる建物を取りこわして、その敷地に公營住宅（公營住宅法（昭和二十六年法律第九十三號）第二条第四項に規定する第二種公營住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のものに限る。以下同じ。）を建設し、かつ、これに当該建物の居住者を取替しようとするときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令で定めるところにより、その地方公共

団体に對し、当該建物を譲与し、又はその敷地のうち国有のもので当該公營住宅の建設に必要な部分を、当該公營住宅の建設に要する費用に係る標準建設費（公營住宅法第七條第三項に規定する標準建設費をいう。）のうち土地の取得又は宅地の造成に係るものに相當する対価で譲渡することができ、

一 地方公共団体又は社会福祉法人に對し住民の居住の用に供する施設として貸し付けている建物で、保安上危険なものその他その管理が困難なもの

二 共同住宅施設として住民に貸し付けている建物で、保安上危険なものその他その管理が困難なもの

2 前項の規定により譲与又は譲渡をした場合において、地方公共団体が、各省各庁の長の指定する期間内に、前項の公營住宅を建設しないとき、又は建設した公營住宅にその建設のために取りこわした建物の居住者を取替しようとしなかつたときは、各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六號）の一部を次のように改正する。

第二条中「五十円」を「百円、五十円」に、「八種」を「九種」に改める。

第三條中「五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」を「百円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄、五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

たばこ専売法の一部を改正する法律案

たばこ専売法の一部を改正する法律

たばこ専売法（昭和二十四年法律第十一號）の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一條を加える。

（葉たばこ収納価格審議會）

第五條の二 公社に葉たばこ収納価格審議會（以下「審議會」という。）を置く。

2 審議會は、公社の總裁の諮問に應じ、葉たばこの収納価格の決定に關し必要と認める事項を公社の總裁に建議する。

3 公社が前条第二項の規定により葉たばこの収納価格を定めようとするときは、公社の總裁は、あらかじめ審議會にはかり、その意見を聞かなければならない。

4 審議會は、委員十人以上以内で組織する。

5 委員は、学識又は経験のある者のうちから公社の總裁が委嘱する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第九條を次のように改める。

(欠格事由)

第九條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、たばこの耕作を許可しない。

一 申請者がこの法律に基いて処罰(第七十九條において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ)され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。ただし、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合

二 申請者がこの法律に基いてたばこの耕作の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合

2 法人が申請者である場合においては、前項の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。ただし、営業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

第九條の次に次の一條を加える。

(許可の基準)

第九條の二 公社は、たばこの耕作を許可しようとするときは、第六條の規定により公告したたばこの耕作区域並びに第七條の規定により公告したたばこの種類及び耕作面積の範囲内において、左の事項

を参酌して、これをしなければならぬ。

一 申請者のたばこ耕作の経験の有無

二 申請者のたばこ耕作の成績の良否

三 申請者のたばこ耕作上必要な経営的及び技術的能力の程度

四 申請に係る耕作地の位置のたばこ耕作上又は取締上の適否

五 申請面積の適否

第十條第三項中「前条第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項を「第九條及び前条(第四号及び第五号を除く)」に改める。

第二十六條第二項中「第九條(第一項第五号を除く)」を「第九條 第九條の二」に改める。

第三十一條第二項、第四十三條第三項、第五十二條第二項及び第五十九條第二項中「前項第一号及び第二号を「前項」に、「第一項第一号及び第二号」を「第一項」に改める。

附則

2 この法律は、公布の日から施行する。

○足立政府委員 ただいま議題となりました国有財産法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

国有財産は、現在相当巨額なものとなつておりますので、その管理及び処分を適正に行うことに資するため、国有財産審議会を法制化するとともに、国有財産の境界の確定に關する規定を設ける等、規定の整備をはかる必要がありまふので、ここに国有財産法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

以下、この法律案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、昨年四月、閣議決定をもつて大蔵省及び各財務局に設けられた国有財産中央審議会及び国有財産地方審議会を法制化し、国有財産の管理及び処分について、民間有識者の意見を十分取り入れてその適正を期することとし、その組織等に關しまして所要の規定を設けることとしたしております。

第二に、普通財産の管理及び処分を計画的に実施いたしますために、各省各庁の長は、その所管に屬する普通財産の管理及び処分に関する計画を毎會計年度大蔵大臣に通知することとしたしました。また、行政財産につきまして、国以外の者にその使用または収益を許可しようとする場合には、各省各庁の長は、大蔵大臣に協議しなければならぬこととし、その管理の適正化をはかることとしたしております。

第三に、各省各庁の長は、その所管に屬する国有財産の調査または測量を行うためやむを得ない必要がある場合には、その所屬の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができることとし、その他立ち入りについて所要の規定を置いております。また、各省各庁の所管に屬する国有財産の境界が明らかでないためにその管理に支障がある場合には、各省各庁の長は、隣接地の所有者に対し境界の確定のための協議を求めることができることとし、その他境界の確定のための手続について所要の規定を設けております。

第四に、国有財産に關し毎會計年度国会に報告している報告書につきまして、国有財産の管理及び処分の状況を

一そう明瞭に把握することができまふように所要の改正規定を設けることとしたしております。

次に、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

財産税として物納された建物、旧軍用財産たる建物等で現在住居の用に供されてゐるもののなかには、老朽化して保安上危険なもの、その他その管理の困難なものがござります。これらにつきましては、できるだけ整理をはかる必要があるものであります。その居住者が移転を承知しない等の理由で、整理が進捗しない現状であります。従いまして、その整理をはかり、あわせて宅地の提供により住宅対策の推進に資するため、保安上危険な建物及びその敷地等の国有の財産について特別の措置を講ずることとし、ここに国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に本法律案の概略を御説明申し上げます。住居の用に供されてゐる国有の建物で保安上危険なものその他その管理が困難なものにつきまして、地方公共団体が、これを取りこわしてその敷地に第二種公営住宅を土地を高度に利用して立体的に建設し、これに取りこわした建物の居住者を収容しようとする場合には、その地方公共団体に対する場合には、その地方公共団体のほかに、その敷地のうちで、公営住宅の建設に必要な国有の土地を、公営住宅の建設に要する標準建設費として定められた金額のうち、その土地の取得または宅地造成のために必要な部分の価格に相当する対価で譲渡することができることとしたのであります。

次に、臨時通貨法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在臨時通貨法に基く補助貨幣の額面は、五十円が最高となつてゐるのであります。これをもちましては最近の經濟取引の實情に沿わないうらみがあることと、現状をもつて推移すれば、日本銀行券の製造費は年々著しく増大すること、さらには日本銀行における通貨の発行元準備を充實する必要があること等の見地から、新たに百円の臨時補助貨幣を発行することとし、百円硬貨を日本銀行券と並んで流通させようとするものであります。

また、これに伴い、百円の臨時補助貨幣は二千元を限度として法貨として通用する旨の規定を設けました。

最後に、たばこ専売法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

まず第一に、葉タバコ収納価格の決定を公正妥當なものとするために、日本専売公社に葉タバコ収納価格審議会を設置しようとするものであります。葉タバコ収納価格の決定いかんは、専売事業の經營にとつても、またタバコ耕作者にとつても重要な事柄でありますので、従来から日本専売公社においては、その決定について各方面の意見を徴し、慎重に取り扱つてきたわけでありまふが、今回さらに法律上の制度といたしまして、日本専売公社總裁の諮問機関として葉タバコ収納価格審議会を設置することとしたしております。その内容といたしましては、審議会は、学識または経験のある者十人以上で組織することとし、總裁の諮問に

調査審議し、必要と認める事項を總裁に建議するものとすること、公社が葉タバコの収納価格を定めようとするときは、あらかじめ審議会にはかり、その意見を聞かなければならないものとする等、審議会の設置、組織、権限等について所要の規定を設けようとするものであります。

次に、日本専売公社がタバコ耕作の許可処分を行うについては、許可申請者のタバコ耕作経験の有無についても参酌することとする等、実情に即して許可事務の適正化をはかるため、現行の耕作許可制の規定を改正して、これを欠格事由と許可基準に分離するとともに、許可基準の一として、許可申請者のタバコ耕作経験の有無を加えることとしたそうとするものであります。

その他以上の改正に伴い、所要の規定の整備をはかることとしたしました。以上国有財産法の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成賜わらんことをお願いいたします。

○山本委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終了しました。四法律案に対する質疑は、後日に譲ることとしたします。

○山本委員長 次に、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案及び漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の両法律案を一括して議題といたします。

この際お諮りいたします。両法律案

につきましては、質疑及び討論の通告がございせんので、質疑及び討論を省略して、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

これより両法律案について採決いたします。お諮りいたします。両法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認め、さよって両法律案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

○山本委員長 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

お諮りいたします。本法律案につきましては、他に質疑もないようでありますから、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認め、さよってさように決しました。

これより採決に入ります。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって本法律案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮り申し上げます。ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認め、ま

す。よってさように決しました。

○山本委員長 次に、産業投資特別会計の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。横銭重吉君。

○横銭委員 産投のあり方について若干ただしたいと思ひます。

産業投資は、いろいろな角度からこれを必要とするという考え方で投資をされておられるのでありますが、現在行われている産業投資の運用が、果たして妥当に行われているかどうか、これを見るに、一点やはり疑義なきを得ないと思ひます。というのは、産業投資とは一体何であるか、一体産業投資の対象として考えておられるもの、そのワキの中に入ってくるものは、どういふような概念をもつてこれを規制しておられるのか、この点について、少しく明確でない点がありますので、現在当局として考えておられる産業投資に対する考え方をまず政府から伺いたいと思ひます。

○足立政府委員 お答えいたします。

わが国の経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために、国の財政資金をもつて投資を行う必要のあるものに重点を置いておるわけでございます。

○横銭委員 国の資金を持つて開発をする必要があるというのであります。が、しからば、一体そういう産業はどのような方面からこれを立てておられるのか、それはどの産業でも国として必要でない産業はないだろうと思ひ、みな必要があるだろうと思ひます。ところが、産業投資にはやはり一応の限定があると思ひます。どういふ方面に限定をするのか、どういふ観念から政府が特に投資をして奨励する必要があるのか、そういうような考え方を

について、もう少し突っ込んで御答弁をお願いしたいと思います。

○足立政府委員 一定の方針と申しましても、あらかじめそのワキをきめて、このワキのものであるというふうな運用をいたしておるのではありません。

ただいまお答え申し上げましたような国家的な見地から、必要な重要産業につきまして投資を行うというところでございまして、すでに御承知の通り、電源開発であるとか、石油資源の開発であるとか、北海道開発であるとか、あるいは東北振興であるとか、その他輸出入銀行、住宅関係、航空関係、農林漁業というふうな、今申し上げたような趣旨に沿う重点産業に投資をしておられるということでございまして。

○横銭委員 それでは、さらに具体的に突っ込んでお聞きいたしますが、いわゆる産業投資のワキの中で、北海道開発公庫に対して融資をするとか、住宅公団に対して融資をするとかいうことが、一体産業投資とどういふ関係があるのか、これは産業投資のワキの中に入っていないのではないかと、産投の概念というものは他のところにあつて、こういうふうな北海道開発というふうな問題は、他の面で行うべきものであつて、これを産業投資の会計の中からは出していくことは少しく筋違いではないか。あるいはまた日本住宅公団に対して住宅の建設に金を出すということは、産業投資のワキの中にどうして入ってくるのか、ここにやはり疑義が相当にあるのではないかと、こういうふうに考えます。

○足立政府委員 横銭委員御指摘の通り、ただ住宅だけを考えますと、いかにも産業投資とは無関係のように聞え

ると思ひますが、先ほど私がお答え申し上げた通り、産業投資特別会計法の第一条においては、経済の再建という大きな目的が掲げられておるわけでございまして、最近の日本国内における住宅の逼迫をこのまま放置いたしますれば、勢い産業の開発、経済の再建にも大きなネックとなるわけでございまして、こういう大きな目的からいいますと、住宅の建設もやはり経済再建の基盤をなすものであるという考え方で、これを取り上げておる次第でございまして。

○横銭委員 それは、いろいろなものが日本の再建、経済の復興、産業の興隆ということにみな関係のあるものだと思います。ただやはり一応この産業投資会計という、こういうワキを作つてやるからには、ここに何らかの意義と、それから集約されてくるものが当然あるのではないかと、こういうふうな考えます。そこでこういうふうないろいろ出てみますと、たとえば電源に対してこれを行うとか、あるいはまた石油資源に対してこれを行うとか、こういうふうな日本の国策として当然この産業というものは割り合つていなければならない、あるいはまた民間の資金だけではこれを遂行することができない、さういふところに対して国家資金というものを出してこれを奨励して、さうしてやつていくのだというところに、われわれとしてはやはりこの産業投資の意義というものが一つ感じられると思ひます。ところがさういふふうな住宅公団であるとか、北海道開発公庫とかいうものは、大体設立の意義からいって、他の違った観点のものとから私は生まれてきていると思ひます。住宅公

なものであるという事は御指摘の通りであります。この財政投資の方は、もちろんこれは長期間にわたる出資でございますので、予算を通して出資をいたすわけでございます。一方資金運用部資金の方は貸付でございますので、投資をするわけには参りませんので、どうしてもこの点二本立てになる。総合的にこれを彼此勘案いたしまして運用の妙をはかつていくということをやっておる次第でございます。

○横銭委員 この資金運用部の貸付の場合に当って、大体の対象は年利六分五厘の金利で貸しておる、ところが、この中で若干の動きがある、これは開拓者の融通は一応六分にしてあるのは、対象が対象だから下げているのだというところがわかると思うのですが、ただしこれを見た場合に、今日の日本の状況において、開拓者に対する貸付というものが、政府において六分の利子をとっておるということに非常に高いのではないかと、これからさらにまた末端にいくと、このままの金利でおそらく本人に渡っていないのではないかと、そこに中間に関係する機関が出てきて、金利に金利がついておるのではないかと、こういうふうに思ふのです。従つて、政府の方において六分に六分の金利をとっておるということには、今日の開拓の奨励という意味、開拓者の持つておる財政的な低さというものを考えたときに、これは非常に政府の資金としては高い貸し出しではないか、こういうふうに思ふのです。それからその反面に、地下鉄に対するところの貸し出しは年利七分五厘である、ほかの方に対しては六分五厘で貸しておるの、地下鉄に対する貸し出し

しは七分五厘でやっておるのはどういうふうな事情があるのか、この点を伺いたいと思ひます。

○足立政府委員 開拓につきましても金利が高いという御説は、私も農林関係を含めてやっておりますので、同じような感じを実は持っております。同じでございますが、今回も開拓関係の振興法が国会へ出ておるわけでございまして、これはいろいろな場合によりまして、政府の利子補給等によつてある程度金利を下げるという処置もとられておるわけでございまして、そういうものとの勘案で今後善処していきたいと思つておるわけでございます。

○横銭委員 それではさらに申し上げておきますが、たとえば勤労者厚生に對しても五十億の金が出ておるが、これもやはり六分五厘だ、こういうふうなものとの開拓銀行や輸出入銀行に対する貸し出しの金利が同じだということも、これはやはり一考する必要があるのではないかと。利益を生まないようなもの、対象となる者が生活程度の低い場合、この点は政府の関係するものとして、もう少し政治的な考慮があつてしかるべきではないかと、こう考えます。あわせて一つ善処をお願いしたい。このことを要望いたします。

○井上委員 ただいま横銭委員から質問がございましたが、産投の投資計画に新しく産業投資とは考えられないような方面に投資計画を立てたということとで、こういう質問があつて、それに対して政務次官は、経済全般の振興建て直しという非常に広範な御解釈でございますが、産業投資特別会計の設立の目的は、そんな広範な設立目的

を規定してないのです。それならば、設立目的の根本を改正しなければいかぬ。改正をせずに、一方的な解釈で投資計画を新しくふやしておられることは、逸脱をはたしたいじやないですか、そう思いませんか、どうですか。

○足立政府委員 御注意の通り、これはあまり乱用すべきものではないことは、申すまでもございせん。ただ先ほども横銭委員にお答え申し上げた通り、産業投資特別会計法の第一条に、経済の再建ということがトップに書かれておる大目的でございます。従いまして、今日の経済を再建いたしますのに、住宅の隘路を解決するということが、実は国家的に見まして非常に大きな課題だということで取り上げておるような次第でございますので、私もこのことは乱用は避けたいと思つておりますが、そういう意味合いからこれに対する出資をいたしておるということ、御了解をお願いしたいと思います。

○井上委員 それは、あなたは目的をうらはらにひっくり返して答弁していらんで。経済を再建するために産業の開発、貿易の振興をはかることが必要である、こういうことなので、これをあなたはひっくり返して答弁しておる。そういうことについての説明は、いなかへ行つたらいかしらぬけれども、国会ではあかんぞ。やはり国が開発し、あるいは振興しなければならぬ重要な産業で、資金不足にして十分その目的をまだ達し得ない産業がたくさんあるのです。そういう方面に積極的な投資をやらずに、目的以外に金が使われておるといふところに問題があるの

です。それを私どもの方では追及しておる。その点について、あなたはただ広範にふるしきを広げたようなことを言つていたんじや、この特別会計の目的を達し得ない。それをもう少し明確にしなれば――これにはわれわれの血税を注ぎ込んでおるのです。国の資金ですから、これはいいかげんな金の使い方をされたんじやたまったものじゃない。そんな方面にまで使う金があるなら、税金を下げてもらつたらいいんだ。目的以外にまで使つて使わなければならぬほど金に余裕があるのなら、当然税金を国民に返すべきだ、そういう意見になつてくるのです。もう少し、法的にきめられた範囲において資金操作を行うべきであつて、あなたのおっしゃられるように、経済再建なんて言つておつた日には――最もわが国の経済の大きな手である農業方面に対する投資なんというものは年々削られて、しかも補助金はどんどん整理されて、農業の生産力というものは年々後退しておるのです。そういう事態の方面には、資金がないとか、減つたとかいう一向金を出さないで、おいて、他の方面にはどんどん莫大な投資を、計画もないのにリクを広げてやる。それを追及されたら、経済再建でございまして逃げます。それで、一体あなたは目的が果されますか、そんな金の操作を国会はあなた方にまかしてないのです。もう少し責任を持つて答弁願ひたい。

○足立政府委員 大へんおしかりをいただきますが、先ほど申し上げた産業投資特別会計法第一条でございますが、「経済の再建、産業の開発」と並列的に書かれております理由は、やはり

国家的な見地から、経済の再建に直接関係のあるものは一応これは包含し得るというふうに私は私は解釈いたしておるわけでございまして、住宅問題にいたしましても、これは一般国民が非常に困つておることは御承知の通りであります。これをよくしほつて、産業と直接に關係のある面だけを考へてみましても、たとえば産業に働く労働者の住宅を解決してやるといふことが、やはり産業開発の基盤になるわけでございまして、そういう意味合いから、私も、政府の設けた、監督の行き届く、国家的な立場に立つて仕事を、こういう住宅公団につきましまして、そういう意味合いからこの範疇に入れて差しつかえのないものといふふうに考へておるわけでござい

ます。

なお御注意のありました通り、これを拡大解釈をどんどんやりまして、何でもかんでも取り入れるということ、これは絶対に慎まなければならぬ、しかも、御指摘の通り、重要な金でございます。これを最も効果的に國家のために使わなければならぬ、ということ、申すまでもございせん。そういう心がけて、今後も注意をして参りたいと思つておる次第でございます。

なお御指摘のありました農林関係につきましまして、決しておろそかにいたしては行かぬわけでございせんので、農林漁業金融公庫に対する出資は、この産業投資特別会計の重要な部分を占めるわけでございまして、同時に、これは先ほど横銭委員の御質問に對してお答え申し上げました通り、この出資を受けます金融公庫なら金融公庫の資

金の総合的な金利というものも考へて、運用部資金との調整をはかつてやっておりますので、これは出資、一方運用部資金の方は融資ということ、財政投融資として一本の計画を立てていような次第でございますので、そういう点も含めて御了承願ひたいと思つております。

○井上委員 今度の三十三年度の投資計画の中で、不動産銀行に七億五千万円融資している、さらに日本航空株式会社に十億、海外移住会社に十億というものが計画されて、輸出入銀行は本年は全然やらない、こういうことになっておる。もう輸出の振興もその必要がなくなつたという関係でありましょうか、また他の方からの金融が十分つくという目算がついてのお話でありましょうか。一体不動産銀行に対して七億五千万円——住宅の方は別といたしまして、これは一体何に使う金ですか、これをこの銀行はどこへ貸そうというのですか、この金がどういう産業上、貿易上国の利益になる計画に使われることになっておりますか、それを説明して下さい。

○足立政府委員 御指摘のありました中で、輸出入銀行の問題につきまして、他の資金の運用によりまして、資金全体としては百五十億ばかりふえていゝるわけでございます、この産業投資特別会計から出資しなかつたから政府は軽視しているというわけではないのでございまして、不動産銀行につきましまして、御承知の通り朝鮮銀行の整理をいたしまして、これを資金にしていゝわゆる不動産金融をやるわけでございますが、私も、今まで農村の立場から、この不動産金融というものは、

最近の金融事情からいたしまして、相手にされないと申しますか、非常に不便をかこつておつたわけでございます、これが直ちにこの程度のもので、今まで戦前ありました不動産金融、あの状態に返るとは思ひませんが、私どもは、ねらいどころとしては非常に當を得たものだ、これが健全な基盤に立つて、戦前の農工銀行のような役割を果してくれれば、地方の産業開発に大いに役立つというふうに実は考へてゐるわけでございます。何と申しましても、今直ちにこれがそれほどの効果を生むとは私も断言はできませんけれども、ねらいとしては、そういうねらいでいくべきものというふうに考へてゐるわけでございます、むしろ資金の足らざるを憂へるというふうな気持ちでおるわけでございます。

○井上委員 不動産銀行というのは、農地の土地担保を目的にした金融機関でございますか。

○足立政府委員 私が今農工銀行と同じようにと申し上げたのは、これはちよつと言い過ぎだと思ひます。農地を直ちに担保にして金融するということは、今ちよつと無理じゃないかと思ひますので、私が今農村関係の立場で申し上げたことは、ちよつと言ひ過ぎだつたと思ひますから、訂正いたします。

○井上委員 そうするとこの金はどこへ使うのですか。

○足立政府委員 商工関係の不動産担保の金融という目的で、今後の運営をはかることになっております。

○春日委員 関連。この不動産銀行の運用計画というものについて、本委員会が朝鮮銀行の在外資産の処分、それか

ら不動産銀行への再出資等についていろいろ協力をして参つたのであります、自來この不動産銀行が設立されてから、その事業計画などというふうなものについては、本委員会でも何らその内容は明らかにされておられません。この際不動産銀行というものの今後の事業のあり方、その計画、こういうものについて明らかにしていただきたいと思ひます。

○足立政府委員 この問題は、この前本委員会におきまして、閉鎖機関の処理の問題をめぐりまして御質問があつたわけでございますが、ただいま関係の局長以下参つておりませんし、私も事務的な面をまだ明らかにいたしておりませんので、願ひくは日をあらためてこの問題をお取り上げ願ひまして、御審議願ひたいと思ひます。御必要によりまして必要な資料を提出いたしまして、その上で御審議を願ひたいと思ひます。

○春日委員 主計局長がお見えになつておりますが、少くとも七億五千万円という膨大な政府資金がここに融資されようといはしておるのであります。従ひまして、主計局の手元に、この不動産銀行の事業計画書が提出されていらないというはずはない。その事業計画書に基いてこの投資が行われんとしておるのでありますから、当然お答えできることだらうと思ひますが、一つおわかりになつておる範囲内でけつこうですから、この際御答弁願ひたいと思ひます。

○宮川政府委員 春日委員の御質問でございますが、確かに政府から出資いたしておりまして、主計局としても関知いたしておるわけでありまして、先

ほど井上委員の御質問に對しまして政務次官からお答えいたしましたように、主として商工を中心に不動産を担保とする金融を行ひまして、現在の金融情勢の中で適正な金融を行ひたい、かような趣旨で考へまして、金利負担の点も考へまして、できるだけ低利にこれを貸し得るようになつたため、産投特別会計から七億五千万円を出資した次第でございます。たゞいまお尋ねの不動産銀行としての今後の業務の運営方法、どういふところにとつてまいしては、銀行局におきましてせつかく検討中のごさいます、主計局としてまだ相談を受けておりませんので、ただいまのところ、詳細お答え申し上げることができないことを御了承願ひたいと思ひます。

○春日委員 事業計画書は、当然銀行局に出しておると思ひますが、この際一つ、その事業計画書、その他この金融機関の全貌がよくわかります書類、資料をすみやかに本委員会に御提出を願ひたいと思ひます。なおこの不動産銀行というものは、現在の授信事業というものが、ただ単なる担保金融という形がなされていらない、やはりそういうふうな必要もあるという立場から、本委員会においてもそういう銀行が一つくらいあつてもよろしかろうというふうな立場から、いろいろと協力して参つておる事柄でもあります。従ひまして、どういふ方向でどういふような規模でもって金を出すのであるか、重大関心事でありますから、そういうような核心に觸れてよくわかります

資料を早急に御提出あらんことを要望しておきます。

○井上委員 次に伺ひたいのですが、いろいろの出資計画を立てておられますが、これは、ただいま春日君からもお話しがございました通り、これらの各機関に出資するにつきては、それぞれこの金がどういふ工合に使われるかというところについての具体的な裏づけの計画書というものが、本案の審議とともに提出されなければなりません。だから、それが全然提出されておられません。だから、くだらぬことでありますけれども、一々聞かなければならぬ。日本航空株式会社に十億円の出資をしておるが、この十億円で一体何をやるか、それがわかかつておるのか、さらには海外移住株式会社、あるいは公営企業公庫、この公営企業公庫は、多分地方自治団体の公営企業ではないかと思つておられますが、これは別として、日本航空株式会社の十億円の出資というのは、この出資で、日本航空株式会社は一体何をやるか、飛行機を買うために金が必要というのか、経常費で赤字が出ておるから、穴埋めに金を貸してくれというのか、一体何ですか。

○宮川政府委員 日本航空株式会社の出資につきましては、御承知のように、日本航空株式会社が太平洋横断飛行を開始いたしまして、国際間の競争に伍しまして外貨の節約、外貨の獲得に資しておるわけでございます。従ひまして、今後この航空会社が十分な成果をあげまして、外貨の節約なり、あるいは外貨の獲得なりに資していくためには、国際競争にどうしても伍していかなければならぬわけでありまして、

ところが諸外国の航空機は、だんだん発達して参りまして、非常に優秀な飛行機を使うようになって参りました。そうしますと、乗客はどうしてもいい飛行機の方に乗るといふ傾向がございまして、せっかくできました日本航空株式会社の航空路を利用しないというふうなことになる参りますと、当初の設立の目的であります、外貨の獲得ということにも事欠いてくるようなことになるわけでございします。そういう意味におきまして、日本航空株式会社におきましては、政府の出資以外の資金の調達も行うわけでありますが、この会社のそういう経営がまだ十分に安定していない段階におきまして、国際競争に伍しますためには、どうしても政府としてできるだけ低利の金を貸すとか、あるいは出資をする必要が認められますので、いたしたわけであります。穴埋めとか赤字の補てんというわけでは毛頭ございしません。

なお御承知のように、従来日本航空株式会社に、政府から補助金を出して参りましたが、昨今成績も非常に上つて参りましたので、会社の経営も黒字に転じましたので、三十二年度は、予算に補助金を計上していないような事情にあることも、あわせて御了解いただきたいと思つております。

なお海外移住株式会社の十億につきましては、これは日本の人口問題を解決いたしますために、また農村の次、三男対策から申しまして、今後海外に対する移住振興を十分はかつて参らなければならぬと思つております。移住会社は、アメリカの三銀行から外貨の借款をいたすことになっておるのでありますが、これだけでは資金

的にも不足でありますし、また金利のかかる金を借りておりますので、今後移住という国策を遂行いたしますためには、政府としても、これに対して資金的にできるだけのことをいたすべきであると考えまして、十億を計上した次第でございします。

なお移住株式会社の十億の資金をいかに使つて参りますかは、今後速急に移住会社の業務計画をとりまして、内容を検討して参りたいと思つております。

○井上委員 日航の十億円の出資の御説明は、日航が国際線で太刀打ちできなくなる、だから新鋭の飛行機等を買つて国際線でも太刀打ちして外貨獲得に役立てる、そのためには所要資金が必要だ、こういうことらしいのです。が、それでは十億くらいではとても足りません。(笑)そんなちよつぱりな金では足りない。もつとたくさん出してやらなければとてもだめです。そして、また一つ大蔵省からも注意を願つたのですが、日航の国内線なんかを見ますと、非常に乗客が擁護してきて、これは独占的にやつておる関係があつて、ほとんど相当多数の乗客が乗るうとしても、事実上座席がないために乗れない者がたくさんある、これなんか全然放置している。そういう面をも少し改善を加えて、国際線に力を入れるのもいいけれども、国内線にももう少し整備拡充をされるように、一つ努力をされることが必要ではないか。

それから、これら民間会社等に政府も非常に出資いたしておりますけれども、民間会社でありますから、これらの会社に金融をするというのは、一体担保はどうなつておるのか、担保は取

らないのですか、取つておるのですか。

○宮川政府委員 国内線のサービスの向上につきましては、担当官庁は運輸省でございまして、御指摘のございした点もありませんので、大蔵省としても、十分注意して参りたいと思つております。

なお先ほど御説明いたしましたように、国際線の競争上、新しい飛行機を買いますと、今まで国際線に従事しておりました飛行機を国内線に活用して参りますので、そういう意味におきまして、ただいま御指摘のありましたような点も、漸次解決されるものと思つております。

なお担保の点でございしますが、移住会社も、あるいはまた日本航空株式会社に、出資でございまして、出資については別に担保を取つておりません。ただ同会社の運営につきましては、かりに人を一人ふやすというふうなことにつきまして、あるいは事務所の若干改良するといふような管理面の経費につきまして、十分注意いたしまして、むだのないように、また経営状態が悪化するのではないか、十分出資者として注意をいたしまして、予算の運営上におきまして監督をいたしておりますので、特に担保を徴しなくとも、出資の安全確保という点につきましては、そういう面を通じましてやつておりますことを御了承願ひたいと思ひます。

○井上委員 ずいぶん政府は、人の金だと思つて心やすくしておられる。氣持の大きいのに驚くのですが、實際監督できますか。実際上なかなか監督は困難でしょう。同時に、この際特に注

意を喚起しておきたいのは、この本年度の計画の中に、国内石油資源を開発するために、開発会社に十五億出資をしております。この十五億出資して、一体どのくらいの石油がいつまで出るという見通しですか。といひます。

は、御承知の通り石油の需要、原油の需要といふものは、どんどん増大をしております。そこで国内において、石油資源の開発というものは非常に重要な段階に参つておりますから、重要産業の一つとして、石油資源の開発に国費を投じて大いに援助をするといふことは、国策としては当然のことと思ひます。しかしわれわれがしるうとながら聞いておるところによると、国内石油資源の開発というものは、そう簡単にはいかないといふことをわれわれは聞かされておるのです。それよりももっと重要な問題は、いわゆる原油の輸入をどうするかという問題です。この原油の輸入が、ほとんど外国船によつて輸入されておる。ですから、国内のタンカー船を大幅に建造いたしまして、これによつてほとんど安いの原油を輸入した方が、はるかに利益でないかという意見が一部にもあるわけです。

国内石油の開発も大事でありますけれども、何よりも重要な問題は、外国石油をいかに安く輸入してストックしておくかといふことなんです。その面に対しては、全然投資的な、金融的な措置は講ぜられていないのです。だから、私が冒頭に言きます通り、十五億の資金を打ち込んで、一体何年後になつたら何ぼの油が出る見通し、見通しのないものに金を出しはしますまい、そこらの見通しを立てて、これを出して参りますか、單なる緊急性で出

して参りますか、少くとも金融でありますから、当然結果が現われなければいけません。どうですか。

○宮川政府委員 御承知のように、石油資源開発株式会社は、一昨三十年十二月に設立されたものであります。この会社は、この辺に石油が出るであろうというところを掘さういたしまして、石油資源を探索している会社であります。当初、発足いたしましたのが、いろいろな整備がおくれしました関係上、昨年度はほとんど成果らしい成果はあげておりません。しかしながら、今回ドイツにおいて非常に成果をあげたと伝えられております物理探査方法を採用いたしまして、本年度は相当の成果をあげていくのではないかと期待しておる次第でございします。石油資源開発株式会社は、とにかくどれだけあるかわからぬところに、ある程度技術的には、この辺には石油があるであろうという見当はあると思ひますけれども、とにかく今から掘るところを掘つていくわけであります。何年後にどれだけの石油が取れるかといふことにつきましては、正直に申し上げて、的確につかむことは困難ではな

いかと思ひますが、所管庁の通産省におきましては、いろいろなデータをもとにしまして、この辺のところに石油がどれくらい埋蔵されてい

そく所管庁の方とも連絡いたしまして、計数を取り寄せまして、後日御報告申し上げるようになりたいと思ひます。

○井上委員 こういうことは申し上げたくないのですが、一体国が、われわれの税金からの金をそれぞれの目的に投資をし出資しようというのに、大蔵省は、所管省から、こういう面に必要だからこれだけ金を出してくれと言つたら、内容は十分聞きもせんで、よし、持つていつて使つとけという、まことに私どもから見ますと、はなはだどうも遺憾にたえない扱い方がされておるような答弁であります。私はもつてのはかだと思つております。ですから、これ以上私はここで質問したつて、實際よりなくて質問できません。委員長にお願いしますが、これら本年度出資されておる各項について、それぞれ所要の資料をお出し願ひたい、その上で責任のある人の出席を求めまして、それに基づいて質問を明確にして、本案の審議を進めたいと思ひます。これ以上やつてみたつてしょうがない。暫時私は保留しておきます。

○神田(大)委員 関連して。この際、次の質問の参考にするために聞きしますが、今度の産業投資特別会計法と財政法の第六条とをどういう関係においてあなた方は解釈して、この産業投資特別会計法へ三百億円の予算を入れたかという点を御説明願ひます。

○中尾政府委員 財政法第六条と、財政法四十一条の関係の御質問かと承知いたしました。……

○神田(大)委員 そうじゃないんだ。財政法第六条には、国の剰余金が出た場合は、これを公債に充てるといふこ

とが書いてあるのです。そういう考え方からしますと、途中で剰余金が出ようとすると、特別会計の方へ入れていけば、いつも剰余金というものは出ないことになる。そういう関係において、あなたたちはどういう解釈のもとに三百億を産業投資特別会計の方に入れたかということですか。

○中尾政府委員 わかりました。お答えいたします。第四十一条、いわゆる歳計剰余金の規定でございますが、歳計剰余金が出ますと——これは当該年度に使わなかつた金でございます。これは、歳入金とも歳出金ともつかない、いわゆる決算上の現金収支の利益と申しますか、そういう金になるわけでありまして、これは、国庫の手元あり高というものと歳計の計算とを合せますために、これを翌年度の歳入に入れることになっておるわけです。かかる金は、どういふ関係で出て参るかと申しますと、歳入におきまして、予算の見積り以上に歳入が徴収できたという場合、それからあるいは歳出におきまして、予定通りに使用し得なかつた、あるいは使う必要がなかつたという場合に出てくるものでございます。この性質から申しまして、歳計剰余金というものは、いわゆる国の財政生活、予算統制下の生活におきまして、予想して設けるべきものではございません。ただ会社等と違ひまして、歳入をとり歳出をまかなうというところに意義があるわけでございます。しかし、結果といたしましてそれが一致するわけではないのでございまして、こういうものが出て参りますので、処分が必要になつてくるわけでございます。そういう処分をいたしておるわけです。この

処分が目的で財政を運営しておるわけでは決してございせん。結果としてこういうものが出て参りました場合には、翌年度の歳入に入れまして、国庫金の現在高と歳計剰余金とを合せていくということに相なつておるわけでありまして、従ひまして、この予算の運営におきまして、歳計剰余金をよけい作らうとかなんとかという感覚は、これは行き過ぎと存じます。

それから法第六条の関係は、かかる歳計剰余金が出ました場合には、この半分を下らない額を後年度の新しい経費に充てませんで、過去におきますところの借金の返済に充てるといふことが健全なやり方であるといふことと設けた規定でございます。これも、歳計剰余金というものができました場合に、それを用いる用い方でありまして、国債の計画的な償還のための制度ではございません。歳計剰余金といふことと自体が偶然でありまして、これによつて国債の償還をするといふのは、制度にならぬのでございます。實際問題といたしましては、ここ数年來、歳計剰余金は相当に上つておるわけですが、従ひまして、国債の償還にこれは非常に役立つおるわけでございますが、これは、あくまで歳計剰余金でございます。……

なお次に、今回の三百億補正予算の問題であります。補正予算は、あくまでやはり補正予算の必要に應じましてこれを計上いたしましたものでございまして、補正予算を組みます場合には、既定の歳出権を減らしまして、いわゆる修正という形でもつて、新しい財源を必要としな補正予算もございまして

が、歳入の追加を要します場合には、当然新規の財源を必要とするわけでありまして、そういう場合には、自然増収がございまして、これを充てるといふことはごく自然なことでありまして、従来も行なつておるところであります。もちろん追加予算を組みました場合と追加予算を組みない場合とを比較いたしますれば、同じ出てくる歳計剰余金は、組んだ場合の方が減つてしまつたわけでありまして、組まない場合ならば、組んだ場合に比べましてよけい残るわけでありまして、会社の決算と違ひまして、利益を得るために運営しておる関係ではございせんので、必要があれば、財源が許しますならば補正予算は組んでおるのでございまして、そういう関係で、今回はいわゆる財政投資融資計画の長期的な弾力性のある態勢を確保するといふことが必要である、それが、財政と金融との調整を推し進めて参ります考え方からいたしまして、きわめて重要であるという見地に立ちまして、産投会計に資金を設けるといふことになつた次第であります。その財源として自然増収をこれに充てたわけでございます。そういう関係になつております。

○神田(大)委員 法的解釈はさうであらうけれども、大体自然増収があつて剰余金が出るであらうというふうな見通しのもとに、今度の補正予算の三百億を産業投資の方へ入れたものだらうと私は思ふのです。そういうことになりまして、この第六条の規定というものは、いつも空文化されるおそれがある、これは、産業投資特別会計へ剰余金があるのを見越して入れるといふことになりまして、この財政法

第六条の精神に反するんじゃないかと思うのですが、その点はどうか。

○中尾政府委員 御答弁申し上げます。重ねて申し上げるようなことになると存じますが、あくまで第六条は、歳計剰余金が出た場合の、その使ひ方の規定でございます。それから補正予算は、補正予算の必要に応じて組むものでございまして、その間に初めから抵触すべき問題がないのでございまして。

○神田(大)委員 そうすると、ここに産業投資特別会計の一部を改正する法律案の説明に、自然増収があるから産業投資特別会計に三百億を入れるといふような、こういう説明の仕方は間違つておるのではなからうかと思ひますが、どうですか。

○中尾政府委員 産業投資特別会計におきまして資金を設備いたしますといふことは、補正予算を組むに値する重要な緊急なる要請であるという判断で補正予算を組んだ次第であります。補正予算を組みます場合、これは追加になりまして追加財源を探さなければいけない次第であります。何ほ必要がございまして、財源がなければ組むわけに参りません。たまたま自然増収がございましたので、これをもつて財源に充てたものである、こういうこととでございます。

○神田(大)委員 これは、ちょうど鶏と卵の話のようなもので、自然増収があるから三百億の補正予算を組んだ、あるいは産業投資に必要だから財源を自然増収によつたといふようなこと、これはいろいろ議論があるだらう

が、歳入の追加を要します場合には、当然新規の財源を必要とするわけでありまして、そういう場合には、自然増収がございまして、これを充てるといふことはごく自然なことでありまして、従来も行なつておるところであります。もちろん追加予算を組みました場合と追加予算を組みない場合とを比較いたしますれば、同じ出てくる歳計剰余金は、組んだ場合の方が減つてしまつたわけでありまして、組まない場合ならば、組んだ場合に比べましてよけい残るわけでありまして、会社の決算と違ひまして、利益を得るために運営しておる関係ではございせんので、必要があれば、財源が許しますならば補正予算は組んでおるのでございまして、そういう関係で、今回はいわゆる財政投資融資計画の長期的な弾力性のある態勢を確保するといふことが必要である、それが、財政と金融との調整を推し進めて参ります考え方からいたしまして、きわめて重要であるという見地に立ちまして、産投会計に資金を設けるといふことになつた次第であります。その財源として自然増収をこれに充てたわけでございます。そういう関係になつております。

○神田(大)委員 法的解釈はさうであらうけれども、大体自然増収があつて剰余金が出るであらうというふうな見通しのもとに、今度の補正予算の三百億を産業投資の方へ入れたものだらうと私は思ふのです。そういうことになりまして、この第六条の規定というものは、いつも空文化されるおそれがある、これは、産業投資特別会計へ剰余金があるのを見越して入れるといふことになりまして、この財政法

第六条の精神に反するんじゃないかと思うのですが、その点はどうか。

○中尾政府委員 御答弁申し上げます。重ねて申し上げるようなことになると存じますが、あくまで第六条は、歳計剰余金が出た場合の、その使ひ方の規定でございます。それから補正予算は、補正予算の必要に応じて組むものでございまして、その間に初めから抵触すべき問題がないのでございまして。

と思うのです。あなた方からの資料が出てから次に質問をいたします。

○山本委員長 次に、とん税法案外税関係九法律案を一括議題として質疑を続行いたします。横鏡重吉君。

○横鏡委員 揮発油税の増徴に当って、少し根本的な問題で政務次官の所見を伺っておきたい。日本の国策の中に、あるいはまた政府のとってきた政策の中には、大体基礎産業に対するところのコストを安く抑える措置というもの、あるいはまたエネルギーに対して、これを原価で抑えようとする政策というものが一貫してとられてきたのではないか、こういうふうに思っております。エネルギーというならば、石炭であり、電気であり、それから石油資源だと思ふのです。このエネルギーが高かったならば、第二次、第三次の製品が高くなってくるというところから、エネルギーに対してはあらゆる補助政策、あるいは産業投資によるところの融資、あるいはまた免税の措置、あるいは協同融資、こういうようなあらゆる措置をとって今日まで応援をし、優遇をしてきたという原因というもの、エネルギーを原価でもって提供しよう、このエネルギーによってできた製品が国際競争に勝てるように、あるいはまた国内物資を安く提供できるようにという配慮からこれは行われてきたのではないか、こういうふうに考えておるのですが、この辺のところは、政務次官はどう考えておりますか。

○横鏡委員 基礎産業に対してはそうであるが、しからばエネルギーに対してはどういうことになりますか。

○足立政府委員 石炭、電気、石油等の諸産業に対しては、政府が具体的に施策をしております。具体的事項につきましては、一々私記憶いたしておりますが、考え方といたしましては、ただいま横鏡委員の御指摘のありましたような考え方をいたし、なおその産業々々の個々の事情を勘案しつつ施策を進めているというふうに考えております。

○横鏡委員 電気に対しては、これはダムを作る場合にも、国家の資金というものがいろいろな形をもつてつぎ込まれておる。そして電気料金というものが安く提供できるものである。のみならず、その出てきた電気は、一般家庭用に対しては非常に高い値段でもって、これは消費という考え方でもって電気料金をとっておるが、これが大口の工場における電力使用となつた場合に、その十分の一以下の料金でもって安く提供されておる。提供されておる原因というものは、二次、三次の製品を安く作るということが根本的理由でもってこれをやっておる。また石炭に対しては同様である。石炭は、縦坑を掘る場合には非常な費用がかかるから、この縦坑に対するところの補助はやろう、あるいはまた炭鉱の労働者が住みつかなければ困るというので、炭住融資というものもある、これは一貫して石炭と電気に対して行なつておる。今また他の委員からの質問でも明らかにされておるよう、産投会計の中

でも、石油資源の開発、これは国内資源の開発をするという意味で、あるいはまたエネルギーを確保するという意味で、これもまた非常に国家の恩恵というものを受けておる、これらを見ると、一貫して日本における政策は、基礎産業とエネルギーに対しては手厚い保護を加えておる、これは、言うならばエネルギー原価主義というものが一貫しておると私は思う。ところが、石炭と電気に対してはこういうふうな主義を貫いておるが、一たび石油資源が蒸発してきて、揮発油の段階になると、これはとんでもない考え方を持ってきておる、揮発油がエネルギーでなかったならば、私は政策に一貫性がないなどとは言わない、ところが、電気も石炭も揮発油も、これは日本の重要な産業のエネルギーなんです。他のものに對しては手厚い保護を加えておつて、揮発油だけに對しては、どうしてこう税金を増徴していくか、取れるからいいのだというところで取るのであつたらば、政策の一貫論ではない、もしも揮発油に拒絶能力ありと見るならば、揮発油の値段をもつと下げさせる、そうして安く提供させることによつて、日本の産業の低コストというものを作っていく一貫性を立てなければいかぬと思う。ところが、この一貫性を見た場合に、この揮発油の点だけで欠けておる、そうして、これは取れるからいいやという点で、今までの考え方全部捨てちやつて、これに對してだけは増徴案というふうに出てきた点があるのではないか、ここにふに落ちない点があるのですが、この点は政務次官、どうお考えになりますか。

○足立政府委員 揮発油は重要なエネルギーであり、他の石炭、電気、石油と同等に産業助成の見地からエネルギーの低価格によつてコストを引き下ぐべきであるという御理論につきましては、その通りであると思ひます。しかしながら、揮発油につきましては、ただ取れるから取るという安易な考え方はございせん。揮発油の九五％内外のものは自動車用でございせん。今回提案をいたしました御審議を問わずらわしております揮発油税の増徴の問題につきましては、提案理由の説明、あるいは今までの質疑応答によりまして明らかになつておる通り、自動車のコスト全般を考えますと、ひとり揮発油の問題だけではないのでありまして、最も重要なのは道路であり、しかも国会の御意思によりまして、この揮発油税は道路の整備に使うという、いわば目的税に設定をされておるわけでございます。この道路整備の緊急性と申しますか、これに基いて、この際は揮発油税の増徴もまたやむを得ないという考え方に相なつたわけでございせん。

○横鏡委員 道路の財源を揮発油に求めたという点については、あとからまた、午後かあすにでもやりたいと思ふのですが、そうではなくて、エネルギーに對しては安く提供するという趣旨が貫かれていないという点を私はいつておる。そうして、自動車においても、トラックもあればハイヤーもあり、いろいろなものがありますが、これらは、一つには運送が任務であり、一つには、このものが直ちに目的を果すのではなくて、それによつて運送されることによつて、次の産業なり、あるいはまた用務なりというものが果されるのであります。これは、やはりガソリンがエネルギーであるとともに、果している仕事もまた基礎的な任務を果しておる。従つてこの考え方というもの、あくまでこれはエネルギーとして見るべきものです。だから、電気と石炭というものに対して、エネルギーだから安く抑えるのだ、これは産業の基礎となるのだ、こういうような考え方では手厚い保護を加えるのならば、ガソリンというものに対しては、従つてこのエネルギーに對しては、やはり同様な趣旨でもって臨むのが国策として一貫した態度であると私は思う。ところが二つのものに対しては手厚い保護を加えておつて、片方に対しては増徴しようというのでは、論旨が合わない。この考え方を政府自身が直さなければいかぬ時期なのだ。この誤まれる考え方をさらに誤まつて増徴案に持つていったということは、どうしてもふに落ちない。どこからでも税金のとれるところからとつて来よう、他の産業と自動車産業とを比べてみて、そしてこつちの方が利益が出たからとろうというのでは、私は、今の政府が明治以来とつてきた政策というものは、ここでこわされてしまふ。だから、もしも当局において見て、こつちの方に他の産業よりも確かに利益がよけい出て、拒絶能力がある、そういうふうな判断をするならば、これはガソリン税という形でかけるのではなくて、所得税とるならば正當なものである、そして、またもしそれだけのとれるものがあるならば、それはもつと第二次、第三次製品を生むための基礎

のだから、これをもつと安く下げさ

せる、自動車の輸送費をもっと下げさせる、そういう努力をするのが政府の一貫した政策だと思ふ。この根本的な政策論議を忘れてしまつて、とれるところからとるのだという今度の法案というものは、国策を誤る大きなものだと思ふ。

○足立政府委員 横鏡委員御指摘の、ガソリンもまたエネルギーであるといふことにつきましては、その通りと思ひます。しかしながら、先ほど横鏡委員自身も御指摘になっておりました通り、たとえば電気もエネルギーであるけれども、しかし、一般家庭の消費については十倍の料金をとつてゐるじゃないかといふ点の御指摘がございました。自動車用に使いますガソリンが、すべてこの家庭用の電気と同じような消費費であるとは私申しませんけれども、一面において、政府としては、直接産業に關係のある工業用のガソリンにつきましては、たとえば石油化学用、あるいはゴム工業用、あるいは抽出用、こうした工業用の、三十二年度におきまして約十九万キロと予想されます大粒のガソリンにつきましては、すべて免税措置をとつてゐるわけでございます。かような点も政策的に考慮いたしまして、ただいま御指摘のありましたような点とあわせて考えておるといふことにつきましては、御了承いただきたいと思つております。

○横鏡委員 もし目的税という考え方とあるのであれば、これは炭鉱に對しては炭鉱税をとる、電気に對しては電気税をとつて、そしてダム建設などはやつていく、炭鉱に對しては炭鉱税をとつて、そして炭鉱の奨励、育成、助長、こういったことをはかつて

いくべきなのです。従つて揮発油税と自動車税、自動車の方で出るからというふうな考え方は、少し私は考え方が飛躍してきてゐると思ふ。きのう松原委員が連合委員会であつておるうちに、日本の自動車というものが、各自の家庭にあまねく普及してゐるという段階ならば、これは私は理論の立て方が違ふと思ふのです。ところが今においては、大企業者が持つておるといふこと、それからこの六、七〇%というものは輸送業務に使われておるといふこと、これは見のがしてはならない要素だと思ふ。輸送に使われておるといふことは、第二次、第三次製品の根本になる、この輸送任務があつて次の製品が生まれておる、こういうふうに見るのです。従つて、これはやはりエネルギーなんです。基礎的な産業です。だから、エネルギーを大事にする、基礎産業を大事にするという考え方というものは、同時に、この揮発油の場合においても適用されなければならぬ。しかもまた石油とガソリンとは、御承知のように同種のもので、同じものから出ておる、それが、たとえば石油の場合においては免税措置を受ける、これを石油化学製品に作る場合には、この石油は第二次製品を作るためのものだからというので、これは全部免税措置をしておる、そしてこの同じものから出てきた、輸送業務に使われ、やはり第二次製品を生むために使つておるこのものに對しては増徴をしようといふのは、これは話の論旨が一貫しない、この点を私は言つておる。この点の理解ができたならば、この揮発油税増徴案というものは直ちに引込めるべきものだ、私はそう思ふ。

○足立政府委員 お言葉返すようであります。私先ほどお答え申し上げました通り、直接工業用のものは免税措置を考へて御提案申し上げておるわけでございます。また一般輸送用に使われまゝガソリンといたしましては、これは各方面に実は使われておるわけでありまゝ。先ほど横鏡委員から御指摘のあつたように、同じ電気であつても、家庭消費用のものは十分コストを償つて余りある料金をとつておる。これと同等に扱うべき使途のものもガソリンの中に実はたくさんあるわけなんです。ところがこの区別はつけにくいわけでありまゝ。従ひまして、御指摘のような、政府が直接助成すべき産業については、別の角度から助成していく、ガソリンにつきましては、これは色分けするわけにもいきませんから、一般的に目的税を徴収していくという、政策のからみ合ひでいく以外にない、私はまたそういうふうな考え方、政府も今回御提案申上げて御審議を願つておるものと考へておる次第でございます。

○横鏡委員 政務次官の考え方は、やはり私の言つてゐる趣旨をのみ込んでいないと思ふのです。そうして今のガソリンの消費というものが、單なる自動車消費というふうにはだけ考へておる、それがいわゆる産業の基礎となつて、第二次、第三次の製品を生むための必要欠くべからざるもののものである、その輸送である、こういうふうな認識が足りないのじゃないか、失礼ながらそう思ふ。この点の認識ができておるならば、この揮発油税というものに對する考え方は、非常に違つてくるのじゃないか。またこのガソリンを使つて

自動車運送をする場合には、これは常に競争相手がある、この競争相手は国鉄であり、私鉄であり、軌道である。この場合において、政府はやはりこの重要産業であり基礎産業であるものに對しては、同じ石炭をやるのにも、同じ材木を動かすのにも、等級をつけて安くしておる。これは、自動車でも、同じ材料を動かすのにも、等級をつけて安くしておる。これは、自動車でやる場合には、これはしないけれども……。国鉄の運賃には、品物によつて等級がある、この等級が、みな基礎産業によつては違ふ、従つて、普通のガソリンのあれでは競争できないようにしてある、しかも、またこの措置が直ちに国鉄の赤字を生んでおる原因だ。こういうふうな重要物資だから基礎産業だからというのでつて特に安く押えていかなければ、国鉄の貨物といふものは赤字が出ておる、ところが、これを押えておるために赤字になる。この考え方というものは、私が先ほどから言つてゐるように、エネルギー原則主義に立つておる、基礎物資といふものを安く押えようとする、この考え方の上に立つておるから、こういう現象が出ておる。ガソリンについては、そういうことが考慮をされない、大体かけてもいいだらうというふうな考え方だが、その考え方が間違つておるといふ点は、もしそこに担税力があるならば、これは料金を下げさせるべきだ、エネルギーを安く押える、基礎的なものを安く押える、これが政府の一貫した政策じゃないか、その政策をなぜここので破綻しておるか、なぜここので破綻しているかといふことを何つておるのです。

○足立政府委員 私先ほどお答え申し上げましたのは、今御質問のありました御趣旨にお答えするつもりで申し上げたのであります。私の言葉が足りませんか、論旨が徹底してなかつたか、この点は、もう一度繰返して申し上げます。エネルギーであるからすべし低価格でいくべきだ、そう単純には私は参らないと思ふのであります。先ほどお話しした通り、電気にいたしましては、差別はつけておるということでございます。従つて、ガソリンの消費につきましては、千差万別であります。これを今御指摘のような基礎産業、あるいは重要産業に、直接そのコストを形成するようなガソリンの使途だけにガソリン税はかけない、あるいはそれ以外のものは、消費的なものであるから増徴するんだという色分けは、私は困難だと思ひます。従つて、増徴すべき必要がある場合には、一応今申し上げた工業用のものといふふうに使途別にはつきりしてありますものは免税いたしますけれども、他のものにつきましては、これはやはり一視同仁にガソリン税を納めてもらう、基礎産業あるいは重要産業につきましては、また別の角度から、そのコストを形成してありますガソリン税の増徴はもちろん見込みまして、特別な措置で調整をしていくという総合的な施策しかできないというふうにお答え申し上げたのでございます。

○横鏡委員 時間がありませんので、一応午前はこの程度にして……。

○山本委員長 本日の本会議は正一時定刻から始まる予定になつております。が、幾分かおくれるでしよう。そこで昼食の關係もございませうから、午前中はこの程度にいたしまして、午後は本会議終了後直ちに再開することいたします。

○山本委員長　なおこの際お諮り申し上げますが、農林水産委員会において審議中の土地改良法の一部を改正する法律案は、当委員会に付託になっております特定土地改良工事特別会計法と一体不可分の関係にあることは、御承知の通りです。そこで本案について、農林水産委員会と連合審査会を開会いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長　御異議ないものと認めます。なお開会の日時は、明二十七日午後一時よりの予定でありますので、御了承願います。

最後に、先ほど井上君等から要求になりました産投についての出資等の資料については、すみやかに御提出願えるようにお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後四時七分開議

○山本委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

とん税法案外税関係九法律案を一括議題として質疑を続行いたします。

この際私から申し上げますが、ごらんのように出席者も非常に少いし、かつ質問をしようとする相手方の自治庁その他の出席もございませんので、本日はこれをもって散会いたします。

午後四時八分散会

〔参 照〕

中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
漁船再保険特別会計における給与保

險の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月二十八日印刷

昭和三十三年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局